

障害児通所支援事業の新規指定における総量規制の意見書の取扱いについて

平素から本市障害福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所の新規指定は、第7期兵庫県障害福祉実施計画で市町計画に定めるサービスの必要な量に達した場合、市町からの意見を踏まえて、必要な量や質と事業所の新規指定とで調整を行うこととされており、新規指定予定事業所は、市町に「障害児通所支援事業指定に係る意見書」の交付を求めることがとされています。

本市では、令和4年4月1日から放課後等デイサービス及び児童発達支援の何れにおいても「サービスの供給過剰になっており新規指定することは妥当でない」としておりますが、サービスの提供体制と利用状況等を検証した結果、障害児通所支援事業指定に係る意見書の取扱いを下記のとおり行うこととなりましたので、関係者に通知します。

記

1 障害児通所支援事業指定に係る意見書の取扱いについて

放課後等デイサービス及び児童発達支援について

総量規制を解除し、令和7年1月1日以降から意見書交付の申請受付を行います。

なお、意見書の交付にあたっては、強度行動障害児、重症心身障害児や医療的ケア児を対象とする事業所を優先します。

2 サービスの提供体制、平均利用量及び利用見込量（目標値）について

図 提供体制、平均実利用量及び利用見込量

サービス種別	提供体制		たつの市在住の利用者のみ			
	市内 業所数	利用 定員	※平均実利用日数 (利用者数)	第3期障害児福祉計画見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	15事業所	149人	2,263人日/月 (276人/月)	2,294人日/月 (288人/月)	2,493人日/月 (313人/月)	2,693人日/月 (338人/月)
児童発達支援	9事業所	95人	737人日/月 (142人/月)	777人日/月 (160人/月)	809人日/月 (180人/月)	841人日/月 (200人/月)

※平均実利用日数及び平均実利用者数は、令和5年4月から令和6年3月までのサービス提供実績による。

放課後等デイサービス及び児童発達支援の一月の平均実利用日数は年々増加しており、今後についても第3期障害児福祉計画において、令和8年度までのサービスの必要量及び利用者数の増加を見込んでいるところです。

サービスの供給量は市内全体では充足しているものの、実態は、希望される市内事業所が定員オーバーで利用できず、市外の事業所を利用されるケースが多くなってきており、令和5年度に実施した市民アンケート等でも規制解除が望まれているところです。

また、強度行動障害児、重症心身障害児や医療的ケア児を対象とする事業所は不足しており、新規参入が望まれているところです。

3 その他

サービスの提供体制と利用状況は、定期的に検証し、検証の結果に基づいて意見書の取扱いも変更します。